

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成16年3月29日京都市条例第73号）（保健福祉局生活福祉部保険年金課）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成16年3月31日から施行し、平成16年度分の保険料から適用することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 梶本頼兼

京都市条例第73号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

附則第9項の見出し中「商品先物取引」を「先物取引」に改め、同項中「商品先物取引」を「先物取引」に、「ものとする」を「ものとし、同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、平成16年度分の保険料から適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)